第三の二の1中「次の表」を「第一表（美容修得者課程については第二表）」に、「同表の中欄」を「第一表の中欄又は第二表の下欄」に改め、「対する」の下に「美容修得者課程以外の教科課程における」を加え、「同表の上欄」を「第一表の上欄」に改め、同1の表を次のように改める。

第一表

| 必修課目 | 百十八単位以上 | 五十九単位以上 |
|---|---|---|
| 関係法規・制度 | 二単位以上 | 二単位以上 |
| 衛生管理 | 六単位以上 | 六単位以上 |
| 保健 | 五単位以上 | 五単位以上 |
| 香粧品化学 | 六単位以上 | 六単位以上 |
| 文化論 | 二単位以上 | 二単位以上 |
| 理容技術理論 | 五単位以上 | 二単位以上 |
| 運営管理 | 二単位以上 | 一単位以上 |
| 理容実習 | 九十単位以上 | 三十五単位以上 |
| 選択課目（実習を伴う各課目） | 二単位以上 | 一単位以上 |
| 計 | 百二十単位以上 | 六十単位以上 |

第三の二の1に次の表を加える。

第二表

| 必修課目 | 四十七単位以上 | 二百九十五時間以上 |
|---|---|---|
| 理容技術理論 | 二単位以上 | 十時間以上 |
| 理容実習 | 四十五単位以上 | 三十時間以上 |
| 選択課目（実習を伴う各課目） | 一単位以上 | 三十時間以上 |
| 計 | 四十八単位以上 | 三十時間以上 |

第三の二の3中「次の表」を「第一表（美容修得者課程については第二表）」に、「同表の中欄」を「第一表の中欄又は第二表の下欄」に改め、「対する」の下に「美容修得者課程以外の教科課程における」を加え、「同表の上欄」を「第一表の上欄」に改め、同3の表を次のように改める。

第一表

| 必修課目 | 五百九十時間以上 | 二百九十五時間以上 |
|---|---|---|
| 関係法規・制度 | 十時間以上 | 十時間以上 |
| 衛生管理 | 三十時間以上 | 三十時間以上 |
| 保健 | 二十五時間以上 | 二十五時間以上 |
| 香粧品化学 | 三十時間以上 | 三十時間以上 |
| 文化論 | 十時間以上 | 十時間以上 |
| 理容技術理論 | 十時間以上 | 十時間以上 |
| 運営管理 | 十時間以上 | 十時間以上 |
| 理容実習 | 四百五十時間以上 | 百七十五時間以上 |
| 選択課目（実習を伴う各課目） | 十時間以上 | 五時間以上 |
| 計 | 六百時間以上 | 三百時間以上 |

第三の二の3に次の表を加える。

第二表

| 必修課目 | 二百三十五時間以上 |
|---|---|
| 理容技術理論 | 十時間以上 |
| 理容実習 | 二百二十五時間以上 |
| 選択課目（実習を伴う各課目） | 五時間以上 |
| 計 | 二百四十時間以上 |

（理容師養成施設の教科課程の基準の一部改正）

**第二条**　理容師養成施設の教科課程の基準（平成二十年厚生労働省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一の二の1(1)中「別表第一」の下に「又は別表第一の二」を加え、同1(2)中「次の表」を「第一表（理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程（以下「美容修得者課程」という。）については第二表」に改め、同(2)の表を次のように改める。

第一表

| 関係法規・制度 | 三十時間以上 |
|---|---|
| 衛生管理 | 九十時間以上 |
| 保健 | 九十時間以上 |
| 香粧品化学 | 六十時間以上 |
| 文化論 | 六十時間以上 |
| 理容技術理論 | 百五十時間以上 |
| 運営管理 | 三十時間以上 |
| 理容実習 | 九百時間以上 |
| 計 | 千四百十時間以上 |